

「研究公正」へ 動き出す組織

個人教育では限界 環境整備の取り組みも

捏造などの研究不正がなくならない。「不正是ダメ」というだけの研究者教育では、限界があるのではないか。誠実で責任ある研究を行うことが、研究の質の向上に不可欠だととらえる「研究公正」という考え方が注目され、組織的な環境整備をめざす取り組みも始まっている。



研究公正

研究者が守る倫理・規範の基本概念。信頼され、責任ある科学を実践するために、研究の提案、実行、評価において誠実に証明可能な方法を使うことなどがあげられる。

ならその機会を得るべき人の権利を奪う」と白楽さん。不正論文をもとに臨床研究がなされれば、健康被害が出かねない。

大阪大は2021年、研究が認定されたためだ。

肺がん患者を対象にした臨床研究を中止した。根拠にしていた国立循環器病研究センターの論文に不正が認定されたためだ。

研究不正の対応については、

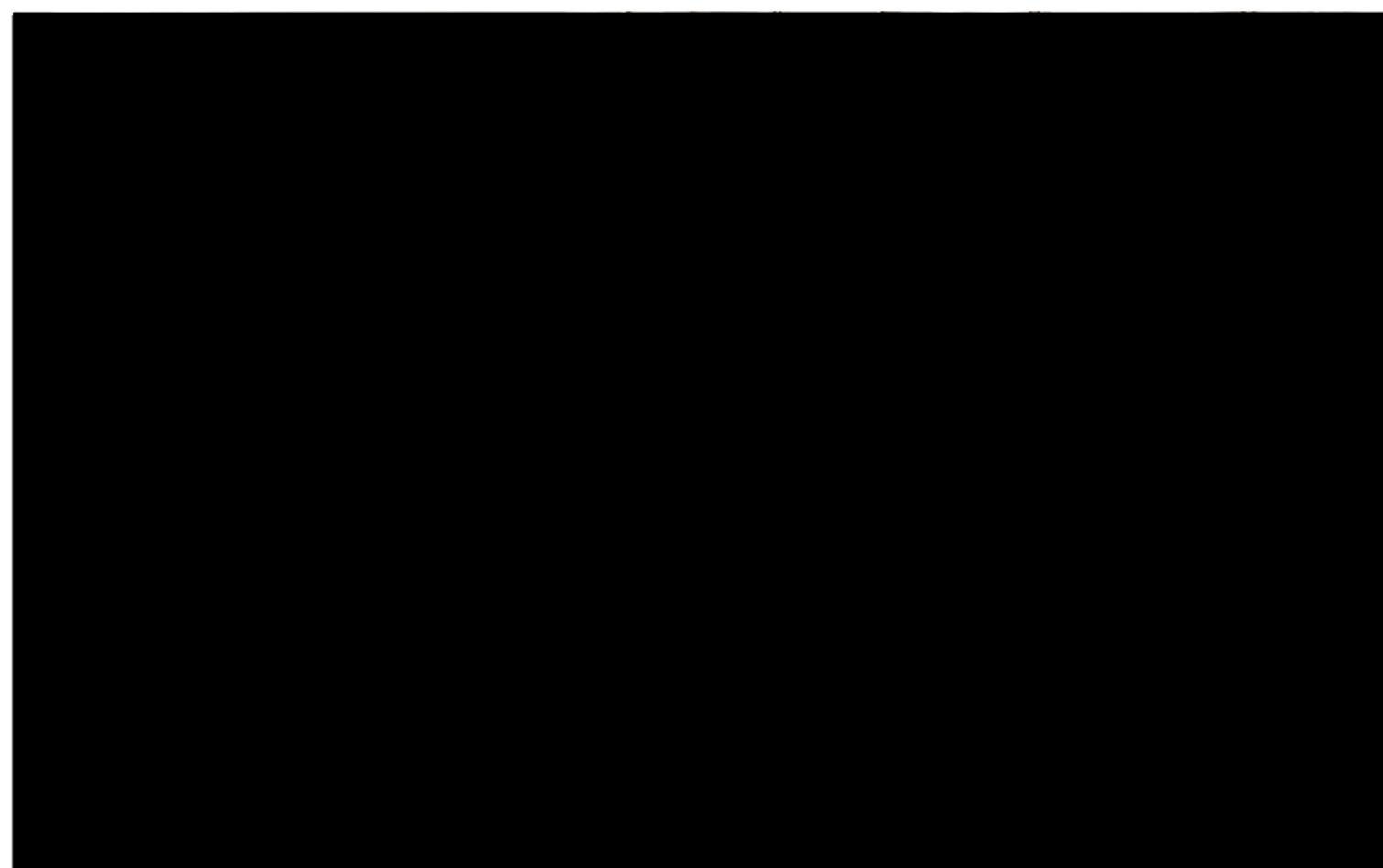
文部科学省がガイドラインを作成し、捏造・改ざん・盗用を「特定不正行為」と定義している。ガイドラインの改正から10年たつことを受け、2月11日、東京都内で研究不正問題を考えるシンポジウムが開かれた。

特定不正行為の定義が狭く、論文の一重投稿や、論文に貢献しているない研究者が著者として掲載される問題などに十分、対応できていないことなどが指摘された。ガイドラインに沿って研究者教育の課題も見えてきた。

京都薬科大の田中智之教授は論文雑誌を出版するシユプリンガーネイチャー社と日本科学振興協会の共同調査に参加した。日本の研究者は「研究公正」の意義として、不



京都薬科大の田中智之教授らは科学技術振興機構のプロジェクトで、調査をもとに「健全な研究環境」を形成するための指針をまとめパンフレットを作った



ガラス張りの部屋で議論する=田辺隆二 氏撮影、東京大定量生命科学研究所提供

2月7日、大による7本の論文の捏造・改ざんを同大調査委員会が認めたことが公表された。動機の一つは、任期付き教員で、次り質の高い雑誌に採択されれるよう、望ましいデータを出したいと考えたことだという。

昨年は産業技術総合研

究所の上級主任研究員の授の白楽ロックビルさん

お茶の水女子大名誉教授は、報告されている不正は実態の一部にすぎないと、調査報告による

不正をしている認識が希

薄になつたとしている。

いずれの研究者も研究倫理教育を受講しておらず、教育効果の限界を示

対応を公開している。

研究不正の影響は大き

いと改善策を立てること

はできない。

そこで、白楽さんは疑

惑を通報し、大学などの

評価で、ポストや研究費

を得る人がいれば、本来

無駄になる。不正調査に

かかる人の時間も奪わ

れる。

ただ、さながらの懲罰

が与えられることは、

研究不正の対応を

悪化させる可能性があ

る。そこで、白楽さんは

研究不正の対応を